

○亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱

令和3年3月23日

告示第39号

(趣旨)

第1条 市長は、定住促進及び少子化対策を図ることを目的として、市内で婚活イベント（市内において開催される、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するイベントをいう。以下同じ。）を開催する団体に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、亀岡市内で営利を目的としない婚活イベントを開催する団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (2) 事業の事務手続を適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局及び代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (5) 構成員が、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、婚活イベントを開催するために必要な経費であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 会場使用料
- (2) チラシ、ポスター、資料等の印刷費又はコピー代
- (3) 事業の実施に必要となる消耗品費

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費（補助を受けようとする婚活イベントについて、他の制度による補助金等を受け、又は参加者から参加費を徴収する場合は、当該額を控除した額）の2分の1以内の額とし、1回の事業につき5万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1団体につき4回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、亀岡市婚活支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を亀岡市婚活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、亀岡市婚活支援事業補助金変更承認申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市婚活支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(指令前着手届)

第8条 申請者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、亀岡市婚活支援事業指令前着手届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、亀岡市婚活支援事業実績報告書（別記第6号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、亀岡市婚活支援事業補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、市長が別に定める日までに、亀岡市婚活支援事業補助金請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助の決定又は補助を受けたとき。

(2) 前条の請求を行わないとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、亀岡市婚活支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書（別記第9号様式）により申請者に通知し、補助金が交付されている場合は、当該補助金を返還させるものとする。

（調査等への協力）

第13条 市長は、申請者に本事業の効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

（失効）

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

（令8告示33・一部改正）

附 則（令和8年告示第33号）

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

亀岡市婚活支援事業補助金交付申請書

亀岡市婚活支援事業補助金の交付を受けたいので、亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業内容

イベント名	
実施予定日	年 月 日
実施予定場所	
総事業費	円
添付書類	<input type="checkbox"/> イベントの概要が分かる書類 <input type="checkbox"/> 予算書 <input type="checkbox"/> 団体の規約、会則等 <input type="checkbox"/> 市税及び府税の滞納の有無が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

2 申請額

補助対象経費	円
補助申請額	円

※補助申請額は、補助対象経費の2分の1の額又は50,000円のいずれか少ない額
※1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市婚活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市婚活支援事業補助金の交付について、亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付

交付決定額 金 円

不交付
理由

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

亀岡市婚活支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定のありました亀岡市婚活支援事業補助金の交付について、下記のとおり変更したいので、亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

変更内容

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市婚活支援事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市婚活支援事業補助金の変更承認（不承認）について、亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

承認

変更後交付予定額 金 円

不承認

理由

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

亀岡市婚活支援事業指令前着手届

年 月 日付で申請した亀岡市婚活支援事業補助金について、指令前に
着手したいので、亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり届
け出ます。

記

1 指令前着手を必要とする理由

2 着手予定日 年 月 日

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

亀岡市婚活支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった亀岡市婚活支援事業補助金について、亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

婚活イベント支援事業

イベント名			
開催日時	年 月 日	参加人数	人
実施内容及び事業の成果	※別紙可		
添付書類	<input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 対象経費に係る領収書等の写し <input type="checkbox"/> イベントのチラシ、ポスター等 <input type="checkbox"/> 事業の当日の様子が分かる写真等 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市婚活支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました亀岡市婚活支援事業補助金について、亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付決定額 金 円

交付確定額 金 円

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

請求者 住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

亀岡市婚活支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった亀岡市婚活支援事業補助金について、亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 補助金の振込先

		銀 行							
		信用金庫		本店・支店					
		農業協同組合							
預金種別	普通 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

第9号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市婚活支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行いました亀岡市婚活支援事業補助金について、取消しを決定しましたので、亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消し及び返還補助金額 金 円
- 2 取消しの理由
- 3 返還期日 年 月 日
- 4 その他

別記第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第11条関係）

第9号様式（第12条関係）